消費税インボイス制度への対策セミナー

令和5年10月1日から、消費税複数税率に対応した適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。**この制度は、免税事業者を含め全ての事業者に影響があり、早めの準備が必要**となります。この制度に必要な適格請求書発行事業者登録が、令和3年10月1日から始まります。

インボイス制度及び適格請求書発行事業者登録制度等を、石井豊税理士が丁寧に説明いたします。



『消費税インボイス制度への対応セミナー』参加申込書

事業所名		
電話番号		
参加者氏名		

9月30日までに長南町商工会に FAX (46-3085) にてお申し込みください。